

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

- 宮城県地域医療計画の変更 (医療政策課) 一
- 救急医療機関の認定 (同) 一
- 土地改良区の設立認可 (農村振興課) 一
- 保安林の指定の予定 (森林整備課) 一
- 証紙売りさばき人の指定 (出納管理課) 二
- 土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所) 二
- 公 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (デジタルみやぎ推進課) 二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁教育企画室) 二
- 選挙管理委員会
- 宮城県選挙管理委員会委員長の就任 四
- 宮城県選挙管理委員会委員長職務代理者の指定 五
- 公安委員会
- 少年指導委員の委嘱について 五

## 告 示

- 宮城県告示第二百三十五号
- 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六の規定により、宮城県地域医療計画を変更したので、同法第三十条の四第十八項の規定に基づき、告示する。
- なお、変更後の宮城県地域医療計画は、令和六年四月二日から一か月間行政庁舎地下一階の県政情報センター及び各地方振興事務所（仙台地方振興事務所を除く。）の県政情報コーナーへ配架するほか、県ホームページで公開することによって、一般の縦覧に供する。
- 令和六年四月二日
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 宮城県告示第二百三十六号
- 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。
- 令和六年四月二日
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

報センター及び各地方振興事務所（仙台地方振興事務所を除く。）の県政情報コーナーへ配架するほか、県ホームページで公開することによって、一般の縦覧に供する。

令和六年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百三十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和六年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
栗原市立栗駒病院	栗原市栗駒岩ヶ崎松木田十番地一	令和六年四月一日	令和九年三月三十一日

○宮城県告示第二百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、穴山土地改良区、伊豆沼土地改良区及び新田北部土地改良区の合併を令和六年四月一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 合併により設立する土地改良区

伊豆沼沿岸土地改良区

二 合併により解散する土地改良区

穴山土地改良区

伊豆沼土地改良区

新田北部土地改良区

○宮城県告示第二百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和六年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林予定森林の所在場所

気仙沼市外畑四二の一、四三の一、四四の一、四五の一、四六の一、四七の一、四八の一、四九の一、四九の二、五〇の一、五〇の二、五一、五二の一、五三、五四の一、五五の一、五六、六一の一、六二から六五まで、六六の一、六七の一、六八の一、六九の一、七〇の二、七三から七五まで、九九の三、一〇四の一、一〇四の二、一〇五の一、一〇五の五、一〇六、一〇七の一、一〇八、一三五から一四二まで、一四四から一四七まで

指定の目的  
潮害の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。  
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。

〇宮城県告示第二百三十九号

証紙条例（昭和三十九年宮城県条例第二十二号）第五条第一項第二号の規定により、証紙売りさばき人として次のとおり指定した。

令和六年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

売りさばき人	代表者	売りさばき場所	指定年月日
東日本信用漁業協同組合連合会	代表理事 義文	気仙沼市長磯船原三十二番 地 気仙沼支店 石巻市渡波字栄田九十七番 石巻支店 塩釜市新浜町二丁目九番三十二号 塩釜支店	令和六年四月一日

〇宮城県告示第二百四十号

登米吉田土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和六年三月十九日認可した。  
なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和六年四月二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 石川 佳洋

### 公 告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県・市町村共同電子申請サービス提供業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部デジタルみやぎ推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和六年三月十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 テクノ・マインド株式会社 仙台市宮城野区榴岡一丁目六番十一号

五 落札金額 一億六千三百四十八万五千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和六年二月六日

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和六年四月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 令和六年度ICT支援員配置業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結日から令和七年三月三十一日まで

4 履行場所 県立学校（三十七か所程度）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者について、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。  
 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。  
 (一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- 8 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。
- 9 過去二年以内に、学校現場におけるICT支援業務の受注実績を有すること。
- 10 教育情報化コーディネータ二級以上の有資格者又はICT支援員能力認定試験に合格した者を現地支援員の指導、助言に当たらせること。
- 11 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。  
 (一) すべての構成員が、1から7までの要件の全てを満たしていること。  
 (二) 構成員のいずれかが、8から10までの要件を満たしていること。  
 (三) 企業連合の構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本人札に参加していないこと。
- 12 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者が入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二一―一三三五)へ令和六年四月五日(金)までに申請すること。

- 三 入札書の提出場所等
- 1 電子システムの利用
- (一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は任意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は任意契約における

<p>る相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。</p> <p>(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。</p> <p>2 郵送又は書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  宮城県教育庁教育企画室情報化推進班(担当 長田 電話〇二二二二二一三六二二)</p> <p>3 入札説明書及び仕様書の交付期間  令和六年四月二日(火)から令和六年四月八日(月)まで(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する祝日(以下「祝日」という。)を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。</p> <p>4 入札参加資格審査  入札を希望する者は、入札説明書等の交付を受け、電子調達システム又は郵送若しくは持参により入札参加資格確認申請を行い、参加資格の審査を受けなければならない。</p> <p>5 入札書の提出期限等  (一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合  令和六年四月十七日(水) 午前九時から令和六年四月十八日(木) 午後五時まで  (二) 郵送による場合  令和六年四月十七日(水) 午前九時から令和六年四月十八日(木) 午後五時までに2の場所まで到達すること(郵送方法は、簡易書留郵便等配達記録がなされるものに限る。)</p> <p>(三) 持参による場合  6の開札日時及び場所に持参し、提出すること。また、提出の際は、4の入札参加資格確認結果の通知の写し及び代理人による入札の場合は委任状を持参すること。</p> <p>6 開札の日時及び場所  令和六年四月十九日(金) 午前十時  宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十六階 教育企画室</p> <p>四 入札に参加することができない者  二に定める資格を有しない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十三年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十</p>
--

<p>八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。</p> <p>4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。</p> <p>5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 詳細は入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of Service to be Procured : ICT support staff service for FY 2024 (1 set)</p> <p>2 Contract Period : From day of contract settlement to March 21, 2025</p> <p>3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural schools (approximately 37 locations)</p> <p>4 Deadline and Place for Bid Submission : April 18, 2024, 5 : 00 p.m. Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture</p> <p>5 Time and Place for Bid Selection : April 19, 2024, 10 : 00 a.m. Education Planning Division office Miyagi Prefectural Government Building, 16th floor</p> <p>6 Contact Information : Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture 980-8423 JAPAN Tel: 022211-3612</p> <p>7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only</p> <p style="text-align: center;"><b>選挙管理委員会</b></p> <p>○宮選管告示第四十号</p>
---

令和六年三月二十五日開催の委員会において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十七条第一項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。  
令和六年四月二日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 櫻 井 正 人

(氏 名) (住 所)  
櫻 井 正 人 宮城郡利府町

○宮選管告示第四十一号

次の者を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十七条第三項の規定により宮城県選挙管理委員会委員長職務代理者に指定した。

令和六年四月二日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 櫻 井 正 人

宮城県選挙管理委員会  
委員 植 木 俊 哉

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第42号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条及び少年指導委員運営規程（昭和60年宮城県公安委員会規程第1号）第3条の規定により、令和6年4月1日付けで、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

なお、令和4年宮城県公安委員会告示第41号は廃止する。

令和6年4月2日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
伊 藤 博 司	仙台市青葉区五橋一丁目3番19号 宮城県仙台中央警察署生活安全課 022-222-7171	警察署の名称、位置 及び管轄区域に関する 条例（昭和29年宮
田 中 耕 一		

阿 部 馨一郎		宮城県条例第32号。以下「条例」という。）別表に規定する宮城県仙台中央警察署の管轄区域
神 永 久次郎		
奥 郷 龍 子		
菊 地 厚 子		
黒 澤 彰 彰		
佐 野 寛 寛		
安 住 浩 一		
三 原 美 樹		
兵 庫 千 枝		
三 浦 志津子		
林 守 俊		
鈴木 宏 宣		
江 戸 三知子		
佐 藤 洋 子		
千 葉 絵 美		
加 藤 努		
高 橋 昭 子		
西 村 由起子	仙台市太白区長町六丁目2番7号 宮城県仙台南警察署生活安全課 022-246-7171	条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域
後 藤 てるみ		
斎 藤 葉 子		

鴫 田 眞 一	<p>仙台市青葉区昭和町3番13号 宮城県仙台北警察署生活安全課 022-233-7171</p>	<p>条例別表に規定する 宮城県仙台北警察署 の管轄区域</p>	阿 部 祐 子	<p>仙台市若林区荒井東一丁目8番地の2 宮城県若林警察署生活安全課 022-390-7171</p>	<p>条例別表に規定する 宮城県若林警察署の 管轄区域</p>		
寺 下 昌 子			田 口 厚 子				
横 山 里 江 子			渡 邊 かおり				
井 坂 和 美			庄 子 悦 子				
中 村 尚 子			青 沼 淳 子				
大 橋 泰 代			若 生 彩				
遠 藤 啓 子			斎 藤 晴 美			<p>塩竈市北浜四丁目6番41号 宮城県塩釜警察署生活安全課 022-362-4141</p>	<p>条例別表に規定する 宮城県塩釜警察署の 管轄区域</p>
菅 野 澄 枝			佐 藤 眞 紀 子				
小 岩 史			阿 部 礼 子				
鎌 田 広 司			阿 部 健 一				
榎 野 笑 子	土 井 理 恵	<p>岩沼市末広二丁目1番23号 宮城県岩沼警察署生活安全課 0223-22-4341</p>	<p>条例別表に規定する 宮城県岩沼警察署の 管轄区域</p>				
右 手 由 美	増 田 ゆかり						
市 川 里 佳	今 野 忠 義						
佐 藤 志 保	猪 股 俊 郎						
高 橋 司	佐 藤 賢 一	<p>黒川郡大和町吉田字北谷地27番地の1 宮城県大和警察署生活安全課 022-345-0101</p>	<p>条例別表に規定する 宮城県大和警察署の 管轄区域</p>				
高 橋 美 喜 子	佐 々 木 菜 穂 子						
阿 部 裕 子	大 内 克 浩						
上 村 寿 子	高 橋 壽 昭						
田 村 幸 子	根 来 賢 晴	<p>石巻市山下町一丁目6番20号</p>	<p>条例別表に規定する</p>				
	八 木 和 広						

吉田和夫	宮城県石巻警察署生活安全課 0225-95-4141	宮城県石巻警察署の 管轄区域
岡部栄二		
津田由紀		
千葉敦司		
土井芳伸		
佐藤秀俊		
山本文乃		
鈴木政恵	気仙沼市赤岩杉ノ沢47番地6 宮城県気仙沼警察署生活安全課 0226-22-7171	条例別表に規定する 宮城県気仙沼警察署 の管轄区域
藤田純一		
村上美香		
横田涼子		
春日とみ子	登米市迫町佐沼字中江五丁目11番地5 宮城県佐沼警察署生活安全課 0220-22-2121	条例別表に規定する 宮城県佐沼警察署の 管轄区域
萩原美貴		
鈴木武彦		
尾形勝徳	登米市登米町寺池目子待井265番地 宮城県登米警察署生活安全課 0220-52-2121	条例別表に規定する 宮城県登米警察署の 管轄区域
須藤明美		
今野千代以	石巻市相野谷字柵ヶ崎20番地 宮城県河北警察署生活安全課 0225-62-3411	条例別表に規定する 宮城県河北警察署の 管轄区域
遠藤陽子		
高橋敏昭	本吉郡南三陸町志津川字新井田34番地166 宮城県南三陸警察署生活安全課 0226-46-3131	条例別表に規定する 宮城県南三陸警察署 の管轄区域
山内洋子		

遠山昇	大崎市古川大宮一丁目1番17号 宮城県古川警察署生活安全課 0229-22-2311	条例別表に規定する 宮城県古川警察署の 管轄区域
鈴木和江		
中條隆		
早坂みよ子		
佐々木貞裕		
下村栄子	遠田郡美里町藤ヶ崎一丁目81番地 宮城県遠田警察署生活安全課 0229-33-2321	条例別表に規定する 宮城県遠田警察署の 管轄区域
門澤文恵		
莊司大功	栗原市若柳字川北原畑4番地4 宮城県若柳警察署生活安全課 0228-32-3111	条例別表に規定する 宮城県若柳警察署の 管轄区域
後藤隆弘		
柴田靖之	栗原市築館字留場中田201番地2 宮城県築館警察署生活安全課 0228-22-1101	条例別表に規定する 宮城県築館警察署の 管轄区域
小野寺文子		
遠藤明美	大崎市鳴子温泉字車場92番地12 宮城県鳴子警察署生活安全課 0229-82-2249	条例別表に規定する 宮城県鳴子警察署の 管轄区域
新妻千枝		
早坂宣治	加美郡加美町字裏103番地1 宮城県加美警察署生活安全課 0229-63-2311	条例別表に規定する 宮城県加美警察署の 管轄区域
石山健治郎		
平間幸弘	柴田郡大河原町字小島21番地8 宮城県大河原警察署生活安全課 0224-53-2211	条例別表に規定する 宮城県大河原警察署 の管轄区域
佐藤真裕美		
庄司恵		
佐藤文比古	白石市大平森合字清水田4番地1 宮城県白石警察署生活安全課 0224-25-2138	条例別表に規定する 宮城県白石警察署の 管轄区域
半沢洋子		

氏 家 清 裕	角田市角田字扇町5番地7 宮城県角田警察署生活安全課 0224-63-2211	条例別表に規定する 宮城県角田警察署の 管轄区域
清 水 千恵子		
齋 藤 朱 実	亶理郡亶理町字旧館61番地21 宮城県亶理警察署生活安全課 0223-34-2111	条例別表に規定する 宮城県亶理警察署の 管轄区域
齋 藤 順 子		